生徒指導規程の見直し等に関する調査の結果と今後の取組について

1 はじめに

○ 本調査の目的

各学校が生徒指導体制を確立し、組織的な生徒指導を推進するためには、生徒指導規程を整備し、「どのような児童生徒を育てたいのか」という明確な児童生徒像を、児童生徒及び保護者・地域に示すことが大切です。

また、生徒指導規程が教育的意義に照らして、その内容、指導・援助等が適切なものであるためには、 児童生徒の発達段階、学校、地域の実態、更には、時代の変化を踏まえて、絶えず見直しを行うことが、 生徒指導提要(令和4年12月改訂)に明記されているところです。

本調査は、こうした趣旨に基づき、県教育委員会が生徒指導規程の見直し等の状況を調査・分析することで、学校が検証・見直しの促進を図り、生徒指導の充実に役立てるためのものです。

2 調査結果

(1) 生徒指導規程の周知について

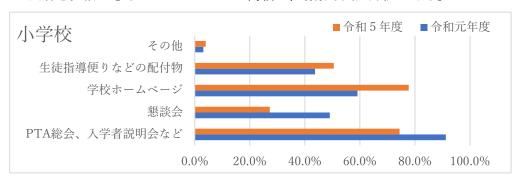
【概要】

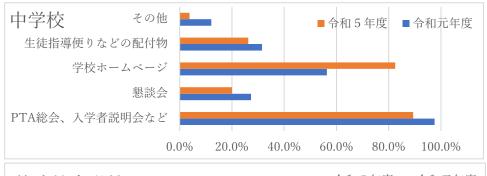
- 児童生徒への周知は、全ての校種において入学予定者説明会や学級活動・ホームルーム活動等で、 周知している。
- 保護者への周知は、全ての校種において入学予定者説明会やPTA総会、学校ホームページ等で、周知している。
- 生徒指導規程をホームページに掲載し、保護者等に周知している学校は、小学校では77.7%(前回比18.6ポイント増加)、中学校では82.5%(同26.1ポイント増加)、義務教育学校では71.4%(同3.6ポイント減少)、高等学校では57.3%(同21.0ポイント増加)、特別支援学校の小学部では82.4%(同29.1ポイント増加)、中学部では88.2%(同34.9ポイント増加)、高等部では88.2%(同34.9ポイント増加)となっている。

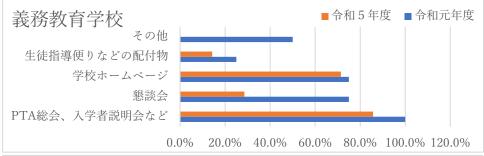
【今後の取組等】

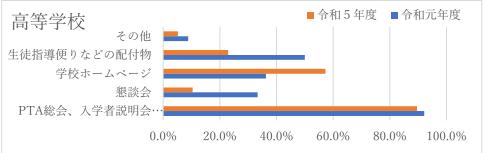
- 各校が策定した生徒指導規程について、その目的を教職員が理解し、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に守るように指導していくことが重要である。そのため、全校集会、児童生徒や保護者を対象とする入学予定者説明会、PTA総会などで直接説明することに加え、学校便り等を活用するなど、機会を捉え繰り返し周知することが望ましい。
- 生徒指導規程の内容については、普段から、学校内外の関係者が参照できるように、学校のホームページに公開することで、学校の指導方針等を児童生徒、保護者及び地域等に理解と協力を求めていくことが大切である。

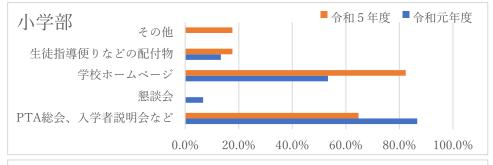
また、多くの学校が見直しを行い、改訂している状況から、絶えず行われる見直しの取組状況や改訂 内容を発信できるホームページへの掲載は、有効な周知方法である。

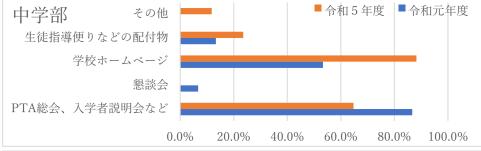


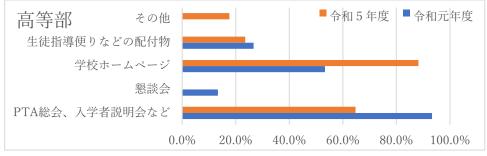












(2) 生徒指導規程の見直しについて

【概要】

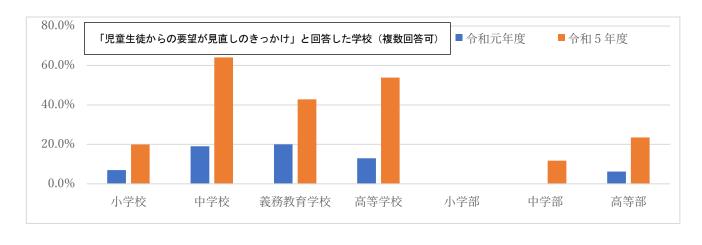
- 令和4年度以降に生徒指導規程の見直しを行い、改訂したのは、小学校では73.4%、中学校では83.1%、義務教育学校では100%、高等学校では72.9%、特別支援学校の小学部では47.1%、中学部では58.8%、高等部では76.5%である。
- 改訂にあたり、児童生徒及び保護者の意見を参考にしたのは、小学校では 43.2%、中学校では 63.4%、義務教育学校では 42.9%、高等学校では 54.3%、特別支援学校の小学部及び中学部では 12.5%、高等部では 40.0%である。
- 改訂した項目では、小・中・義・高等学校においては服装に関するものが最も高く、中学校においては、見直しを行い、改訂した学校の88.7%が服装に関するものである。
- 見直す手順について、生徒指導規程に明記しているのは、小学校 7.3%、中学校 5.0%、義務教育学校では 14.3%、高等学校では 3.1%、特別支援学校の小学部及び中学部、高等部では 5.9%である。

【今後の取組等】

○ 生徒指導規程を各校が策定してから一定期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化等を踏まえて、 その意義を適切に説明できない規程については、改めて学校の教育目的に照らして、適切な内容か、現 状に合う内容に変更する必要はないか、また本当に必要なものか、児童生徒や保護者等の学校関係者か らの意見も参考にしながら、絶えず見直しを行うことが大切である。

さらに、生徒指導規程によって、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、マイナスの 影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直 しを図ることも必要である。

○ 今後は、生徒指導規程を策定したり、見直したりする場合に、どのような手続きを踏むことになるのか、見直す手順についても示しておくことが望まれる。



3 終わりに

(1) 生徒指導規程(校則)の位置付け

児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として設けられるものが生徒指導規程(校則)である。学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる生徒指導規程(校則)は、教育的意義を有するものと考えられる。

生徒指導規程(校則)の策定に当たっては、児童生徒一人一人の状況や背景を踏まえ、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要である。

(2) 生徒指導上の留意点について

令和5年3月16日付け通知「生徒指導上の留意事項について」を踏まえて、児童生徒の基本的人権に配慮し、一人一人を大切にした教育活動の実施ができるよう、生徒指導年間指導計画の作成や生徒指導規程の見直し等を行うこと。

また、指導の在り方については、不適切と考えられ得る指導及び対応とならないよう、校内研修等を計画的に実施するなど、組織的な生徒指導体制を構築すること。

加えて以下の4点に留意すること。

- ① 「どのような児童生徒を育てたいのか」という明確な児童生徒像と確かな理念を PTA 総会や入 学者説明会、懇談会や生徒指導便り等により、機会を捉え繰り返し児童生徒及び保護者に示すと ともに、指導項目や指導方法を明確にしておくこと。
- ② 児童生徒の個別の事情や状況を把握し、その心情にも寄り添いながら、児童生徒の内面的な自 覚を促し、自主的に守るような指導であること。
- ③ 教員がいたずらに規則にとらわれて、指導すること自体が目的になっていないか常に確認する こと。
- ④ 指導の際は、感情的、威圧的な言動等、いわゆる不適切な指導と捉えられるような指導にならないよう十分注意すること。

(3) 生徒指導規程の見直しの先にあるもの

生徒指導規程の見直しは、児童生徒が身近な課題を自ら解決する教育的意義のある機会と捉え、単に「生徒指導規程の見直し」で終わることなく、児童生徒が規程の意義を改めて考える場面を設定するなど、生徒指導体制の更なる充実を図り、育てたい児童生徒像を実現させるものとすること。